

廃止の届出

- 1 廃止するにあたり、火災危険の排除のため適切な措置を講じていただく必要があるため、事前に製造所等の設置場所を管轄する消防署（分署）の予防係に相談してください。

なお、廃止後の措置は、必要最小限のもので足り、必ずしも地下タンクの掘上げ等施設の完全撤去を必要としません。

廃止措置（例）
・ 標識、掲示板の撤去
・ 配管の縁切り
・ タンク内の砂等の充填、タンク銘板の撤去等

- 2 製造所等の廃止年月日は、届出提出日等ではなく、実際に廃止された年月日です。届出は、廃止の日から7日以内に提出してください。
- 3 製造所等のタンクの完成検査前検査（タンク検査済証）の効力は、製造所等の廃止届によりその効力を失います。したがって、製造所等の廃止後、設置されていたタンクを他の製造所等に設ける場合は、新たに完成検査前検査を必要とします。
ただし、施設区分を変更する場合等において、効力が存続する場合がありますので、詳しくは製造所等の設置場所を管轄する消防署（分署）予防係に相談してください。
- 4 廃止による権利消失を明白とし、誤った事案を生じさせないため、届出書には廃止する製造所等に係る完成検査済証の添付を必要とします。この場合において、完成検査済証を紛失し返納できないときは、完成検査済証紛失書（廃止届出用）を添付してください。
なお、同様の趣旨で、液体危険物タンクのタンク検査済証（正および副）についても、返納をお願いしています。（規定上は必要なし）
- 5 廃止に伴い地下貯蔵タンクから危険物を抜き取る等、指定数量以上の危険物の取扱いを行う場合は、仮貯蔵・仮取扱い承認申請が必要となります。